

敦賀市公告第66号

敦賀市人事評価等システム導入業務の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

敦賀市長 米澤光治



- 1 業務名
敦賀市人事評価等システム導入業務
- 2 業務内容
別添、敦賀市人事評価等システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり
- 3 業務履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 提案上限額
4,059,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ただし、この金額は提案内容の規模を示すためのもので、予定価格を示すものではない。なお、見積金額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。
※審査に際しては、次年度以降のサービス提供業務に係る費用についても評価対象とするため、参考値としてその費用を示すこと。ただし、次年度以降の契約は当該年度の予算成立を条件とし、契約を保証するものではない。
（参考）令和8年度以降のサービス提供業務に係る提案上限額
月額764,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 参加資格
本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 官公庁に対して、人事評価等システムの導入及びサービス提供の実績を有すること。

6 募集要項及び仕様書

別添、敦賀市人事評価等システム導入業務公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書のとおり

7 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月22日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間（12月29日から1月2日まで）を除く。）
- (2) 配布方法 10に掲げる担当課において配布する。また、市ホームページにおいても公開する。ただし、担当課における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間（12月29日から1月2日まで）を除く。）

8 企画提案書類等の受付期間及び提出方法等

- (1) 受付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月22日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間（12月29日から1月2日まで）を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送により10に掲げる担当課に提出すること。郵送の場合は令和8年1月22日（木）午後5時までの必着とする。

- (3) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）を提出すること。
なお、企画案は一者につき1案に限る。
提出期限以後の企画提案書類等の追加、訂正は一切認めない。

9 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年12月23日（火）午前8時30分から令和8年1月9日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 10に掲げるEメール宛てに、電子メールにて送信すること。
電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 回答は、市ホームページ上で随時公開する。
なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

10 問い合わせ先及び企画提案書類等の提出先（担当課）

- (1) 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市総務部総務課
- (2) TEL 0770-22-8102
- (3) FAX 0770-22-6220
- (4) Eメール jinji2@ton21.ne.jp

11 その他

この公告に掲げるもののほか、本プロポーザルに関し必要な事項は、別添募集要項による。